

# I 本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

## 1 本校におけるいじめの基本方針

### いじめの定義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

### 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### 本校におけるいじめの防止

- 教育活動全体を通して、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を積極的に活用する。・インターネットや携帯電話等を通じたいじめを防止できるように、情報モラル教室を行う。
- ・定期的な職員研修を行い、教職員がいじめに関する認識を深め、指導力児童。

### いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行う。
- いじめ調査実施後、教育相談を実施する。
- 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

### いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- 学校職員のみならず、家庭教育学級やPTA研修会等を活用して、保護者や地域の人権感覚も醸成し、いじめ防止に対する資質の向上を図る。

### インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル教室等を行う。

## 2 いじめ防止等に関する措置

### 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「人権・いじめ対策委員会」を設置する。
  - ＜構成員＞ 学校長・教頭・教務・児童生徒指導主任・学年担任・養護教諭  
教育相談担当教員・スクールカウンセラー
  - ＜活動例＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。  
いじめ事案に対する対応に関すること等。
  - ＜開催＞ 学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### いじめに対する措置（いじめ防止体制：フロー別紙－１）

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討する。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### 重大事案への対処（いじめ防止体制：フロー別紙－２）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を、日光市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### いじめの解消について

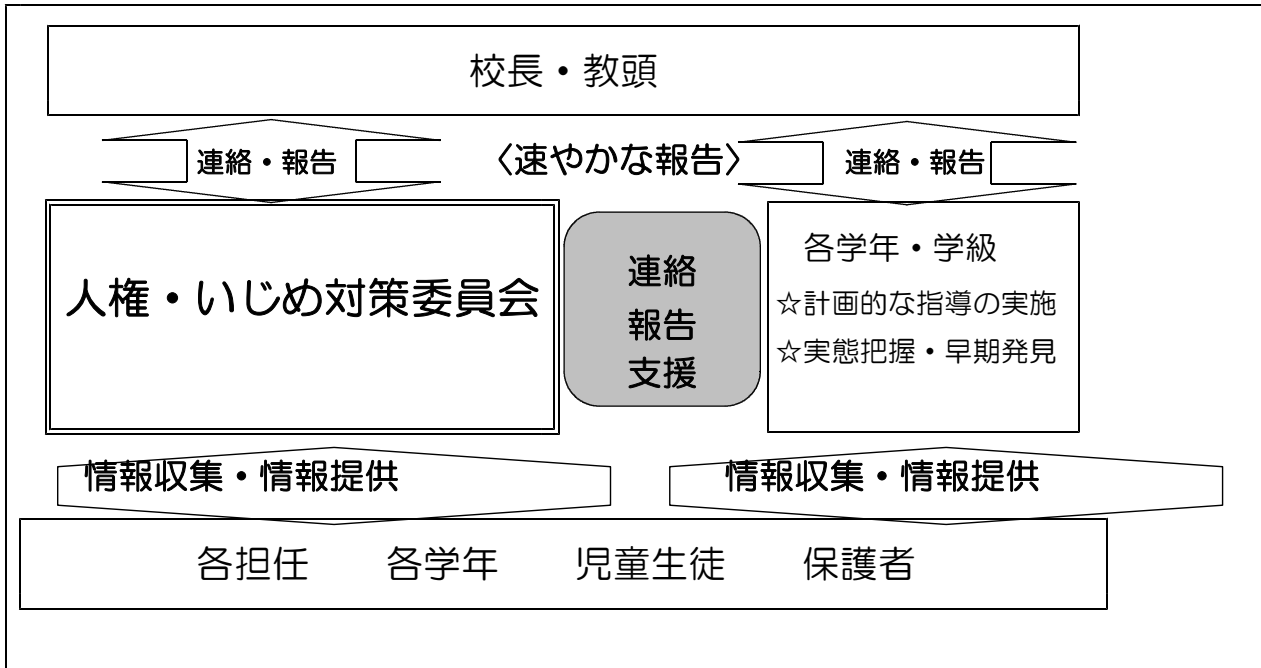
- いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通す。
- いじめを受けた児童・生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童・生徒に対して、背景等を十分に理解した上での毅然とした指導・助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童・生徒と、いじめを行った児童・生徒への対応は、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携のもとで取り組む。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の状態を注視し、判断する。また、いじめが解消した後も、双方の児童・生徒を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。

### 3 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

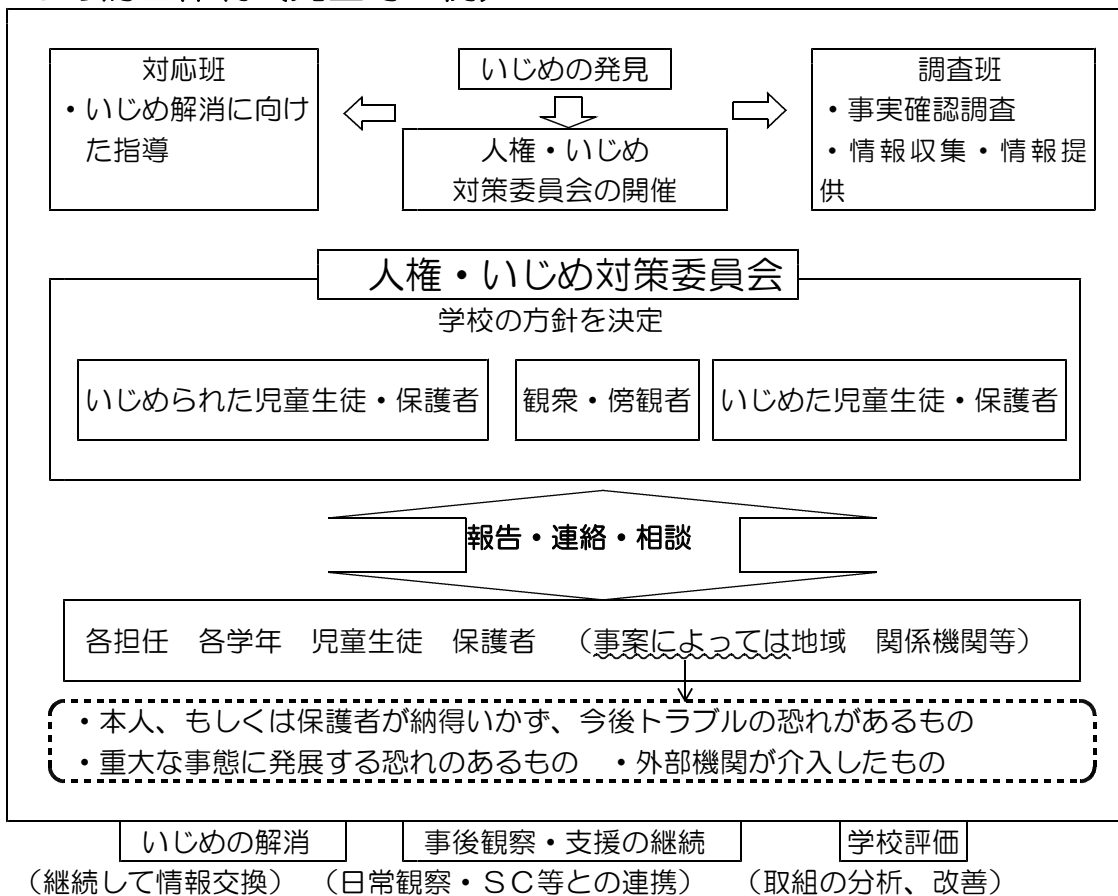
- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## 別紙ー1 いじめ防止体制（平常時の例）

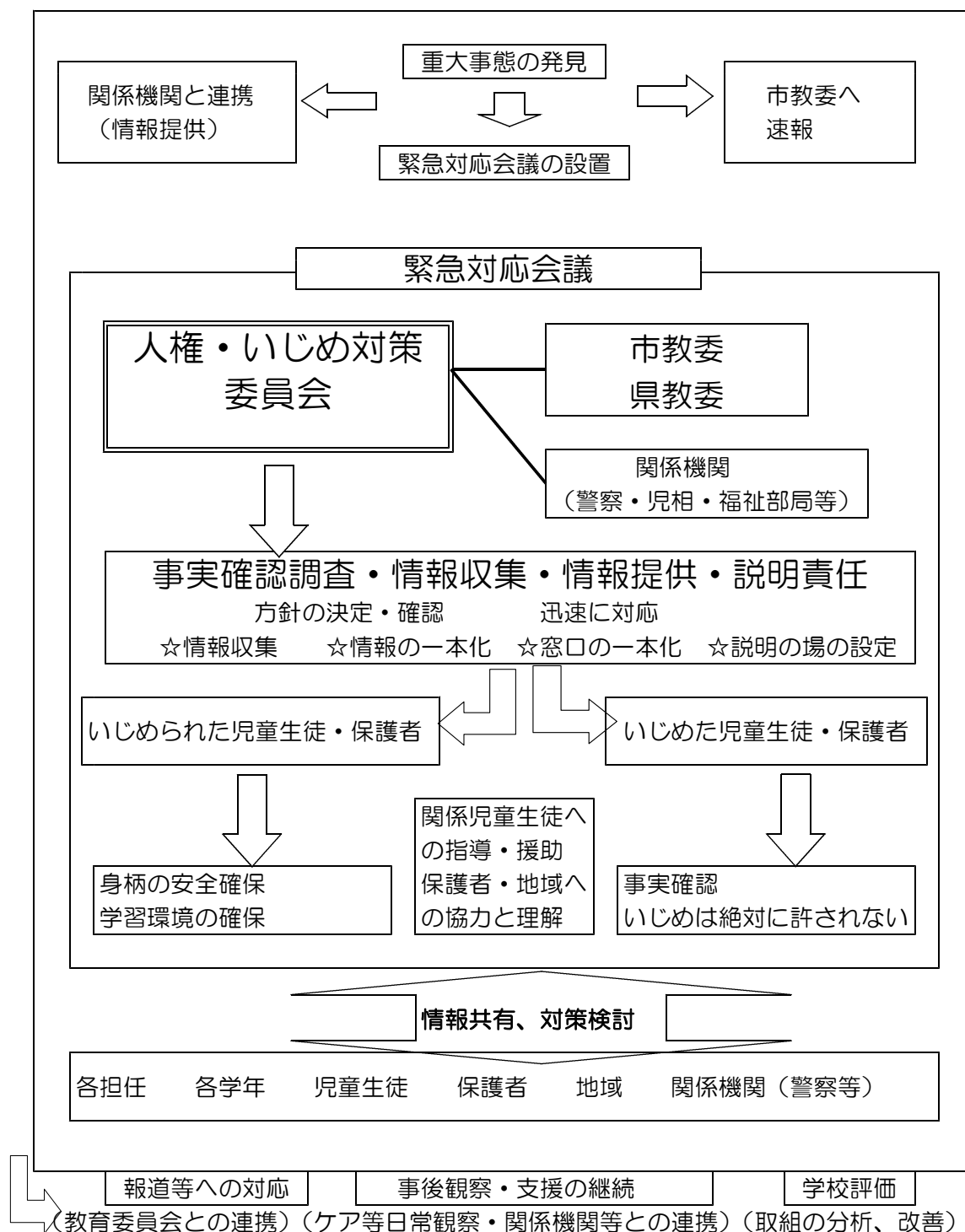


※人権・いじめ対策委員会等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同対策委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

## いじめ防止体制（発生時の例）



## 別紙ー2 いじめ防止体制（重大事案発生時の例）

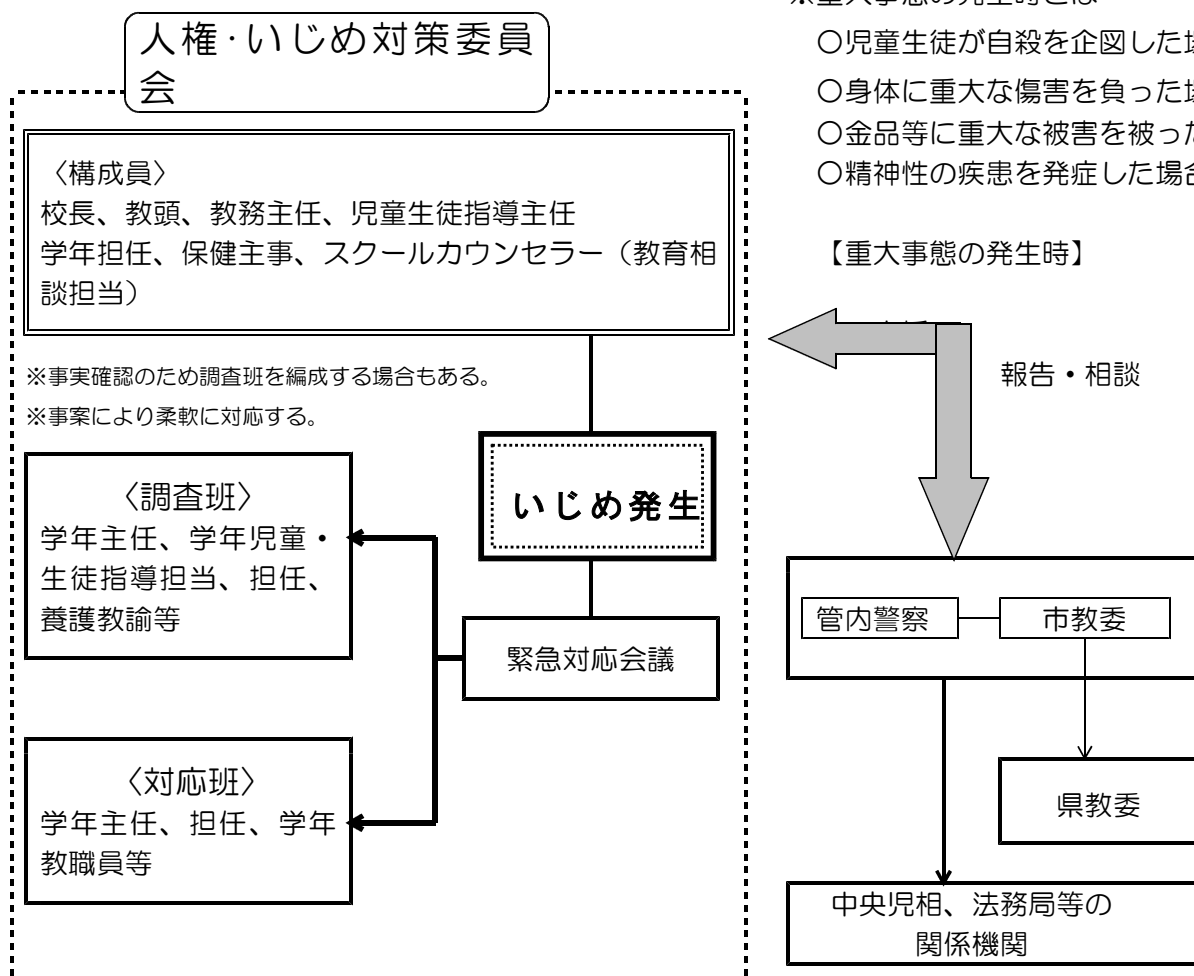


- 速やかに関係機関等に報告・相談を行う。学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- マスコミ対応が考えられる場合は、対応窓口を一本化し、誠実な対応に努める。

## II 組織・体制

### 1 人権・いじめ対策委員会組織

《人権・いじめ対策委員会組織》



※重大事態の発生時とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【重大事態の発生時】

※定例の人権・いじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※既存の児童・生徒指導委員会との連携を図る。

※校務分掌に位置付け、校務運営規程に明記する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※人権・いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

## 2 年間指導計画

### 《年間指導計画》

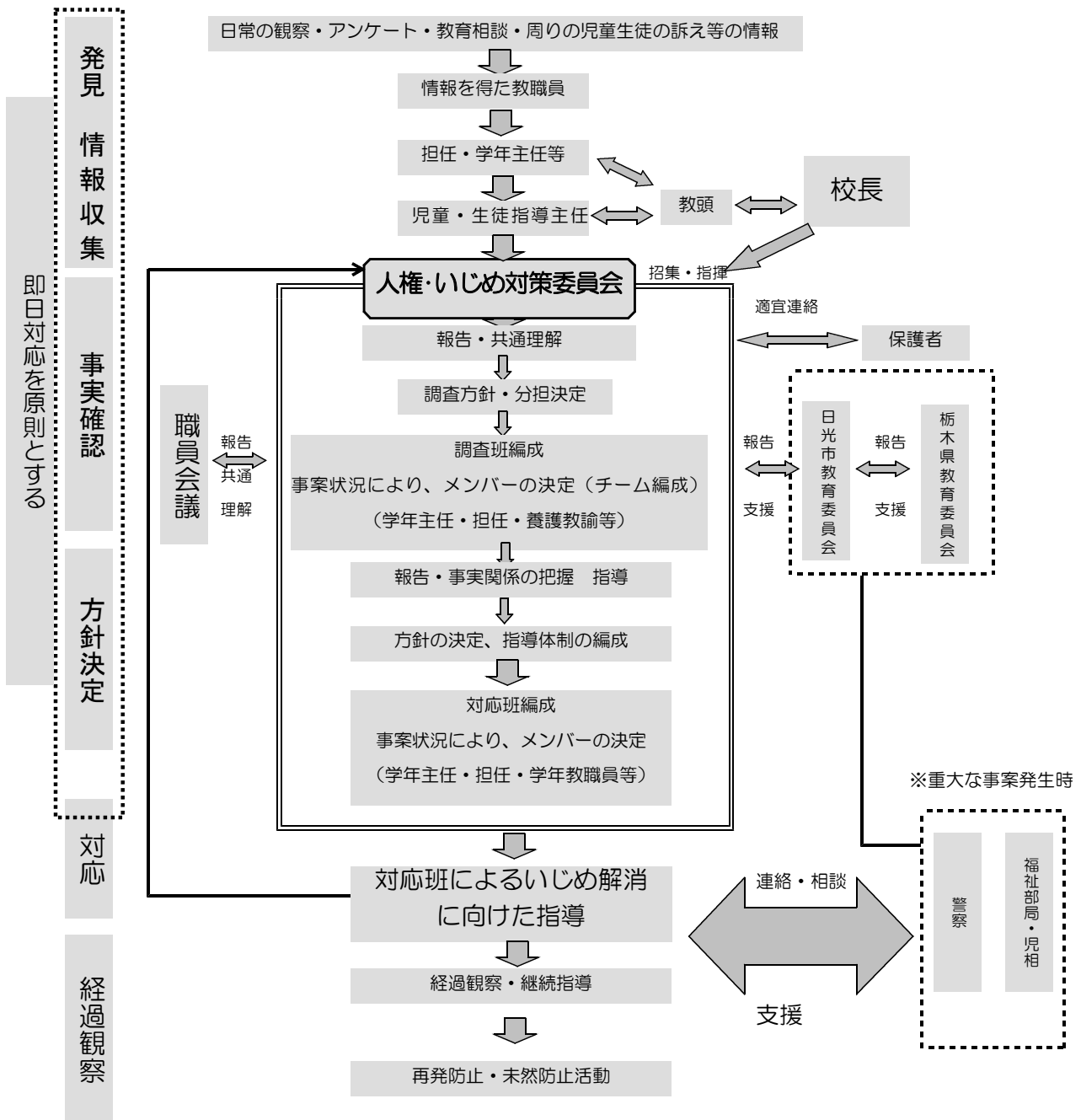
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対策委員会会議 指導方針・指導計画等 現職教育「配慮を要する児童」 気になる児童情報交換	思いやりの心を育てる道徳 授業	学校評議委員会 現職教育「危機管理」 「いじめ・体罰」	学校評議委員会 学級懇談会による保護者啓発 現職教育「法規と服務」	Q-U調査分析	いじめ対策委員会会議 ・情報共有 ・2・3学期の計画
防止対策	いじめ実態把握調査	第1回Q-U調査 学級・学年づくり・人間関係づくり	人権の花運動取り組み あいさつ運動	人権ポスター・標語募集 ネット犯罪防止教室		
早期発見	前担任引継ぎ教育相談週間 スマイルポスト			個人懇談		いじめアンケート
反省・評価						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	【現職教育】 (特別支援教育)	現職教育「いじめ防止対策推進法」	【現職教育】 (人権教育) Q-U調査分析	【現職教育】 (教育相談)	学校評議委員会	いじめ対策委員会会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
防止対策	第2回Q-U調査	法務局「子どもの人権SOSモニター」活用	人権週間 人権講話			
早期発見	教育相談週間	三者懇談		児童生徒・教職員 ・保護者のアンケート実施 (学校評価)	いじめアンケート	
反省・評価						



# Ⅲ 組織的対応の流れ

## 1 対応の流れ



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを原則とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じる場合には、把握した状況をもとに、十分に協議し慎重に対応するようにする。

※市教委への報告は、以下の状況が発生した場合、速やかに報告・相談を行う。

- ・本人、もしくは保護者が納得いかず、今後もトラブルの恐れがあるもの
- ・重大な事態に発展する恐れのあるもの
- ・外部機関が介入したもの

## IV 教育委員会、警察、地域等の関係機関等の連携

### 1 教育委員会との連携について

以下の状況が発生した場合、速やかに市教委に報告・相談を行い、支援を受ける。

- 本人、もしくは保護者が納得いかず、今後もトラブルの恐れがあるもの
- 重大な事態に発展する恐れのあるもの
- 外部機関が介入したもの

解決が困難な事案については、市教委と連携して、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交え協議し、早期解決を目指していく。

### 2 出席停止・転学措置について

児童生徒に対しては、日頃からきめ細かな指導や教育相談を粘り強く行っても、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、出席停止の措置について検討する。ただし、あくまでも本人を懲戒するという観点からでなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点で検討を行うものとする。また、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば児童生徒に対して転学について弾力的に対応するようにする。保護者から、他の学校に転学したい旨の申し出があれば、柔軟に対応し児童生徒の将来を見据えた指導を行う。

### 3 警察との連携について

いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪行為が認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、対応する。児童生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報を行う。

### 4 地域等その他の関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、市の福祉部局、民生・児童委員、人権擁護委員の協力を得ることも視野に入れ対応を行う。

#### 参考資料

- ・「いじめ」の理解と対応 平成24年12月 栃木県教育委員会
- ・生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり 「学校いじめ基本方針」策定Q&A  
文部科学省 国立教育政策研究所 平成25年11月

## 足尾小中学校人権・いじめ防止委員会設置要領

### (設置)

第1条 「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、「いじめ防止委員会」を設置する。

### (委員会の目的)

第2条 校内にいじめの防止等に係る委員会を設置することで、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

### (業務内容)

第3条 委員会は、いじめの防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童生徒に対する指導
- (6) いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) その他いじめの防止に係ること

### (委員構成)

第4条 委員は校長が指名し、次の14名で構成する。

校長、両教頭、両教務主任、児童生徒指導主任、学級担任  
スクールカウンセラー（教育相談担当）

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

付則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。